

監査の結果及び監査意見に関する公表（定期監査）

監査委員公表第 686 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果に関する報告及び同条第 10 項の規定に基づき提出したその報告に添える意見を次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 31 日

大分県監査委員	長 谷 尾	雅 通
大分県監査委員	長 野	恭 子
大分県監査委員	井 上	明 夫
大分県監査委員	藤 田	正 道

第 1 監査の概要

この定期監査は、大分県監査委員監査基準（令和 2 年大分県監査委員告示第 1 号）に準拠して実施した。

1 監査の対象

前回監査対象期間後から監査実施日の属する月の前々月までの財務に関する事務の執行。

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 1 月 27 日までの期間において実施した。監査対象機関数の内訳は、次表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	45
教育庁及び教育機関	68
警察本部	16
合 計	129

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第 2 の 3 に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第 2 監査の結果

監査を実施した 129 機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり 31 機関において、5 件の指摘事項及び 32 件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(教育庁及び教育機関)	
日田林工高等学校	その他需用費の支出について、履行確認のうえ請求書を受理したにもかかわらず、かいの出納閉鎖期日までに支出せず本庁で支払った結果、請求の日から15日を著しく超過している事例が多数認められた。
中津北高等学校	工事請負契約について、契約事務処理が遅延したことから、適切な時期に支出負担行為をしないまま契約を締結し、また、支払遅延を回避する目的で請求書の日付を改ざんした事例が認められた。 教室空調機取替工事に係る随意契約の締結について、複数の業者からそれぞれ見積書を徴すことなく、請負者に依頼して他者の見積書を提出させた事例が認められた。
佐伯支援学校	公共料金の口座振替のための前渡資金預金口座について、上下水道料の引落予定日を誤り残高が不足することから正規の手続をとらずに職員が不足額を立て替えて入金し、後日口座に振り込まれた県費を出金した事例が認められた。
(警察本部)	
大分中央警察署	パソコン(リース物品)を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が複数認められた。

2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・福祉保健部)	
東部保健所	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
中部保健所	現金出納事務について、領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。
西部保健所	現金出納事務について、領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。

	<p>郵券証紙類の管理について、数日分の使用実績をまとめて郵券証紙類受払簿に記帳し、また、令和2年度分の受払簿に所属長及び物品出納員の決裁印や使用職員の受領印が長期間にわたり押印されていないなどの事例が認められた。</p> <p>生活保護費返還金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、また、その額は依然として多額なことが認められた。</p>
北部保健所	<p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p>
こども・女性相談支援センター	<p>直払品調達について、1件の契約における支出見込額が大分県用品取扱規則に定める金額を超えているにもかかわらず、用度管財課を通さずに契約を行っていた事例が2件認められた。</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p>
(知事部局・商工観光労働部)	
大分県立工科短期大学校	<p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p>
大分高等技術専門学校	<p>会計年度任用職員の通勤費用について、通勤経路の認定を誤り過大に支給している事例が認められた。</p>
日田高等技術専門学校	<p>クレーン付き公用車の運転操作を誤り、庁舎の一部を破損させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p>
(知事部局・農林水産部)	
農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ	<p>新規に購入した魚養殖用LEDについて、コントローラーと電灯部分を接続した際、配線を誤りコントローラーが破損したことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p>
(知事部局・土木建築部)	
玉来ダム建設事務所	<p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p>
(教育庁及び教育機関)	
竹田教育事務所	<p>会計年度任用職員の6月期末手当に係る源泉所得税及び復興特別所得税について、納付期限を誤ったことにより不納付加算税を支出していた事例が認められた。</p>
九重青少年の家	<p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p>
歴史博物館	<p>現金出納事務について、領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p>
国東高等学校	<p>対外運動競技等引率指導業務手当について、対象業務に従事したにもかかわらず、支給が漏れている事例が認められた。</p>

別府鶴見丘高等学校	行政財産の貸付料について、調定が遅延したために会計規則に定める納期限までに徴収していない事例が認められた。
大分南高等学校	毒劇物の管理について、長期間にわたり使用簿に所属長の確認印（署名）がされていない事例が認められた。
大分西高等学校	郵便切手の管理について、長期間にわたり受払簿に出納員及び所属長の署名等が行われていない事例が認められた。
爽風館高等学校	定時制・通信制課程修学奨励金について、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則で毎月交付するものと定めているが、令和2年4月から翌年3月の12か月分を年度末の3月に一括して交付している事例が認められた。
佐伯豊南高等学校	旧佐伯豊南高校の電気契約について、校舎等の売却により電気使用量が減少したにもかかわらず、電気契約の見直しを行わなかった結果、最も経済的な契約になっていない事例が認められた。
宇佐高等学校	タブレット端末を紛失したことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
佐伯支援学校	スクールバス運行業務委託について、契約では交通事故等による損害が受託人の責による場合は損害の賠償の請求をするものとしてされているが、学校が修理費を支出し、賠償の請求をしていなかった事例が認められた。
大分豊府中学校	デジタル教科書の購入契約に係る契約保証金について、納付させるべきところを免除している事例が認められた。
（警察本部）	
警察学校	扶養手当について、年に一度の現況確認において扶養親族の収入の確認が不十分なため基準額以上の収入があった月分の手当を支給している事例が認められた。
大分南警察署	パソコン（リース物品）を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
	防弾面を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
別府警察署	原動機付自転車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
杵築日出警察署	デジタルカメラを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
宇佐警察署	パソコン（リース物品）を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
佐伯警察署	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
--------	-----------

(知事部局・総務部)	
総務事務センター	令和4年1月18日から1月21日まで、1月24日から1月27日まで
大分県東部振興局日出水利耕地事務所	令和3年9月7日、10月22日
大分県豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所	令和3年9月9日、11月4日
大分県豊肥振興局大野川上流開発事業事務所	令和3年9月10日、10月18日
(知事部局・企画振興部)	
大分県東京事務所	令和3年10月5日、10月15日
大分県大阪事務所	令和3年11月1日、11月11日
大分県福岡事務所	令和3年12月23日、12月24日
(知事部局・福祉保健部)	
東部保健所	令和3年12月6日
東部保健所国東保健部	令和3年12月6日
中部保健所	令和3年12月10日
中部保健所由布保健部	令和3年12月10日
南部保健所	令和3年12月10日
豊肥保健所	令和3年12月3日
西部保健所	令和3年12月17日
北部保健所	令和3年12月2日
北部保健所豊後高田保健部	令和3年12月2日
二豊学園	令和3年9月17日、10月25日
こども・女性相談支援センター	令和3年9月17日、10月19日
中津児童相談所	令和3年9月3日、11月25日
こころとからだの相談支援センター	令和3年9月16日、10月19日
(知事部局・生活環境部)	
衛生環境研究センター	令和3年11月24日、令和4年1月12日
動物愛護センター	令和3年12月15日、令和4年1月11日
食肉衛生検査所	令和4年1月6日
消防学校	令和3年10月8日、12月17日
(知事部局・商工観光労働部)	
産業科学技術センター	令和3年11月25日、令和4年1月11日
大分県立工科短期大学校	令和3年10月26日、11月25日
大分高等技術専門校	令和3年11月29日、令和4年1月20日
佐伯高等技術専門校	令和3年11月5日、12月21日
日田高等技術専門校	令和3年9月27日
竹工芸訓練センター	令和4年1月5日
(知事部局・農林水産部)	
農林水産研究指導センター	令和3年12月7日から12月8日まで、令和4年1月13日
農林水産研究指導センター農業研究部	令和3年12月7日から12月8日まで、令

	和4年1月13日
農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ	令和3年10月1日
農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	令和3年12月21日、令和4年1月21日
農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ	令和3年12月21日、令和4年1月21日
農林水産研究指導センター畜産研究部	令和3年10月12日から10月13日まで、11月4日
農林水産研究指導センター林業研究部	令和3年9月27日、10月29日
農林水産研究指導センター水産研究部	令和3年11月16日から11月17日まで、12月21日
農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ	令和3年10月14日
大分県立農業大学校	令和3年12月7日
大分家畜保健衛生所	令和3年9月14日
豊後大野家畜保健衛生所	令和3年12月2日
玖珠家畜保健衛生所	令和3年9月29日、11月9日
宇佐家畜保健衛生所	令和3年10月5日
(知事部局・土木建築部)	
玉来ダム建設事務所	令和3年9月10日、10月18日
(教育庁及び教育機関)	
中津教育事務所	令和3年9月1日から9月2日まで
別府教育事務所	令和3年9月1日から9月2日まで、12月15日
大分教育事務所	令和3年9月14日から9月16日まで
佐伯教育事務所	令和3年9月13日から9月14日まで、10月25日
竹田教育事務所	令和3年9月8日から9月9日まで
日田教育事務所	令和3年9月21日から9月22日まで、10月22日
教育センター	令和3年11月24日
くじゅうアグリ創生塾	令和3年10月18日
大分県立図書館	令和3年12月14日、令和4年1月25日
香々地青少年の家	令和3年10月13日
九重青少年の家	令和3年10月7日、11月9日
歴史博物館	令和3年11月4日、11月29日
先哲史料館	令和3年12月14日、令和4年1月25日
埋蔵文化財センター	令和3年11月26日、12月16日
高田高等学校	令和3年10月12日
国東高等学校	令和3年11月17日、12月14日

杵築高等学校	令和3年12月1日、12月17日
日出総合高等学校	令和3年12月17日
別府鶴見丘高等学校	令和3年11月30日、令和4年1月6日
別府翔青高等学校	令和3年11月30日、令和4年1月6日
大分上野丘高等学校	令和3年10月28日
大分舞鶴高等学校	令和3年10月28日
大分雄城台高等学校	令和3年10月29日
大分南高等学校	令和3年10月29日
大分豊府高等学校	令和3年10月29日
大分工業高等学校	令和3年11月10日
大分商業高等学校	令和3年10月27日
芸術緑丘高等学校	令和3年11月2日
大分西高等学校	令和3年11月2日
爽風館高等学校	令和3年12月6日、令和4年1月12日
大分鶴崎高等学校	令和3年11月2日
鶴崎工業高等学校	令和3年11月4日
情報科学高等学校	令和3年11月11日
大分東高等学校	令和3年11月5日
由布高等学校	令和3年11月19日、令和4年1月5日
臼杵高等学校	令和3年12月6日
海洋科学高等学校	令和3年12月10日
津久見高等学校	令和3年12月10日
佐伯鶴城高等学校	令和3年11月10日、12月20日
佐伯豊南高等学校	令和3年11月11日、12月20日
三重総合高等学校	令和3年12月2日
竹田高等学校	令和3年10月19日
久住高原農業高等学校	令和3年10月18日
玖珠美山高等学校	令和3年9月29日
日田高等学校	令和3年10月8日
日田三隈高等学校	令和3年10月6日、11月15日
日田林工高等学校	令和3年10月7日、10月29日
中津南高等学校	令和3年10月20日
中津北高等学校	令和3年10月20日
中津東高等学校	令和3年10月20日
宇佐高等学校	令和3年9月30日
宇佐産業科学高等学校	令和3年9月30日
安心院高等学校	令和3年10月12日
盲学校	令和3年11月25日、12月15日
聾学校	令和3年11月29日、12月16日
日出支援学校	令和3年9月28日

宇佐支援学校	令和3年10月5日
中津支援学校	令和3年10月21日
由布支援学校	令和3年11月19日、令和4年1月5日
別府支援学校	令和3年12月15日
南石垣支援学校	令和4年1月5日
新生支援学校	令和3年12月3日、令和4年1月20日
大分支援学校	令和3年12月17日
臼杵支援学校	令和3年1月6日
佐伯支援学校	令和3年11月9日、令和4年1月13日
竹田支援学校	令和3年10月19日
日田支援学校	令和3年10月6日、12月22日
大分豊府中学校	令和3年10月29日
(警察本部)	
警察学校	令和3年11月15日
大分中央警察署	令和3年12月1日
大分東警察署	令和3年11月12日、12月16日
大分南警察署	令和3年11月18日
別府警察署	令和3年12月14日、令和4年1月25日
杵築日出警察署	令和3年12月22日、令和4年1月24日
国東警察署	令和3年11月16日、12月14日
豊後高田警察署	令和3年10月14日
宇佐警察署	令和3年10月15日
中津警察署	令和3年10月26日、11月29日
玖珠警察署	令和3年9月29日
日田警察署	令和3年10月5日、11月15日
竹田警察署	令和3年10月18日
豊後大野警察署	令和4年1月6日
佐伯警察署	令和3年11月15日
臼杵津久見警察署	令和3年12月8日

第3 監査意見

1 定期監査の重点項目

過去の監査結果等を踏まえ、リスクが高い事務、是正効果が大きい事務等の中から重点項目を設定し実施した。

(1) 税外未収金の管理

督促や催告、滞納者の状況把握等債権管理が適正に行われているかについて確認したところ、おおむね適正であったが、他の業務を優先した等の理由により催告を中断していた所属が一部見受けられた。

一方で、債権回収を担当者任せにせず、滞納者ごとに担当を決め、係全体で取り組むなど体制の強化を図り、収入未済額を大幅に圧縮した所属もあった。

税外未収金を管理する所属にあっては、県の債権管理事務を総括する県有財産経営室等と連携し、引き続き適正に債権管理を行うとともに、収入未済額の縮減に努めら

りたい。

(2) 庁舎等の維持管理に係る委託契約

発注時の仕様書等に示した委託内容と実施内容が一致しているか、保守点検結果を踏まえた設備等の修理・改修が適切に実施されているかについて確認したところ、おおむね適正であったが、消防用設備点検業務委託において、設備の現況と一致しない仕様書に基づいて委託契約が行われていた事例が見受けられた。

また、自家用電気工作物では、点検の結果、設備の更新推奨期間を経過し、不具合を生じる恐れがあるとされたものについて、予算確保の手続を進める中、停電事故が発生した事例も見受けられた。このため、老朽化対策を計画的に進めるほか、保守管理業者の緊急時の対応などを委託業務契約に明記するよう努められたい。

2 財務に関する事務の執行

(1) 収入事務

現金出納事務については、これまでも繰り返し監査意見として取り上げてきたところであるが、本年度においても、領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が複数の所属で確認された。

これは、出納員や担当職員が、現金の保管状況を十分に把握できていなかったことや会計規則の解釈を誤っていたことが主な原因である。

収納金の払込期限についての誤りが多いことから、適正化に向けて審査・指導室が注意を促す通知の発出などに取り組んでいるものの、依然として同様の事例が繰り返されている。そのため、誤りの多い事例を具体的に示すなど、有効な解決策を工夫されたい。

その上で、金融機関の店舗の統廃合により利便性が低下した所属が見受けられることから、現金管理の手法等について検討されたい。

(2) 支出事務

支出事務に係る指摘事項及び注意事項については、前年度に比べ全体として減少したものの、県立学校では増加している。例として、工事請負契約を締結するに当たり請負者に依頼して他者の見積書を提出させるなど業者間の公正な競争を阻害したものと複数の支払処理を停滞させ支払期限を著しく超過したものなどがあつた。

これらの改善に向けて、所属においては、業務フロー図や執行管理表等を利用し出納員や職員間で随時確認できるよう可視化を図り、チェック機能をさらに強化することが求められる。

県立学校においては、会計指導体制の強化を目的とした統括事務室制度が設けられていることから、この機能を有効に活用して会計事務執行の精度をより高めるなど、再発防止に努められたい。

また、今年度の職員監査から収入・支出等の会計処理を行う財務会計システムのデータを活用することとした。具体的には、データにより事前に不自然な会計処理を把握した上で、所属に保管されている収入や支出の会計書類等を確認している。

その中で、LPガス供給契約について、年間を通して毎月の支払額が同一であることをデータで把握したことから所属に確認したところ、毎月の使用実績がなく基本料金のみを支払っていた。当該所属は、定期監査の指摘を受けて使用しない月は基本料金が発生しないよう改めた。

予算執行に当たっては、県民の負託を受けていることを念頭に置き、最少の経費で

最大の効果を挙げるよう、支出の内容や予定額を把握した上で、経済的な執行を工夫されたい。